平成１９年（フ）第６３２号
徳島県美馬市脇町字梨子ノ木353番地の５
破産者　株式会社美誠
１　決定年月日　平成21年11月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３００号
福岡県久留米市中央町31番地の23
破産者　株式会社マルタカ（旧株式会社高野屋）
１　決定年月日　平成21年11月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第４７号
東京都小金井市本町１丁目20番４号
破産者　株式会社雅
１　決定年月日　平成21年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第４８号
東京都小金井市本町１丁目20番４号
破産者　尾中　秀聡
１　決定年月日　平成21年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第５７８号
東京都府中市小柳町２丁目14番地の３
破産者　池田　晃子
１　決定年月日　平成21年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第９５２号
横浜市神奈川区菅田町966番地
破産者　有限会社桑原美装
１　決定年月日　平成21年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９５８号
札幌市北区北八条西４丁目１番１号
破産者　株式会社メディアス
１　決定年月日　平成21年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２５４号
静岡県掛川市富部591番地の27
破産者　有限会社トモエ総業
１　決定年月日　平成21年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第４３４号
静岡県磐田市万正寺748番地６
破産者　合同会社ハートビート
１　決定年月日　平成21年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成１９年（フ）第１１５７号
京都市南区上鳥羽鉾立町１番地
破産者　株式会社金澤土建
１　決定年月日　平成21年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１８号
神戸市北区有野中町１丁目13
破産者　株式会社たちばなホーム
１　決定年月日　平成21年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２０年（フ）第８４号
松江市横浜町65番地14、前住所松江市東朝日町66番地
破産者　杉原　敏子
１　決定年月日　平成21年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１４８号
松江市矢田町250番地92
破産者　有限会社杉原工務店
１　決定年月日　平成21年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１６１号
松江市横浜町65番地14
破産者　杉原　功一
１　決定年月日　平成21年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５８５号
高知市南ノ丸町51番地７
破産者　有限会社四国ナウテツクシステム
１　決定年月日　平成21年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成１８年（フ）第１２２号
大分県国東市武蔵町成吉257番地
破産者　アポロテックス株式会社
１　決定年月日　平成21年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２０年（フ）第６７９号
群馬県桐生市新里町新川306番地４
破産者　茂木　洋幸
１　決定年月日　平成21年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第１３号
山梨県韮崎市龍岡町若尾新田492番地　雇用促進住宅韮崎龍岡宿舎２棟301号
破産者　小松　一男
１　決定年月日　平成21年11月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１４号
山梨県韮崎市龍岡町若尾新田1018番地
破産者　小松　三郎
１　決定年月日　平成21年11月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３８２号
静岡市葵区瀬名３丁目３番５号
破産者　岩田　政治
１　決定年月日　平成21年11月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１１号
奈良県宇陀郡御杖村大字神末958番地
破産者　宮本　　強
１　決定年月日　平成21年11月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係